

所得税の確定申告と、市民税・県民税の申告の 時期がやってきます。準備はお済みですか？

納税者のみなさんが「所得税の確定申告の手引き」を参考に、所得金額や納税額を正しく計算し、確定申告書などの提出書類を**ご自分で**作成していただく「**自書申告**」を推進しています。

申告会場は今年も員弁庁舎です。なお、作成済みの申告書については、各庁舎総合窓口課で受付できます。また、簡易な申告相談についても各庁舎総合窓口課でも行います。

【所得税(国税)の確定申告】

申告が必要な方

- 給与所得以外の方で、昨年1年間の所得金額の合計額が所得控除の額を超える方
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与所得者で、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与を2カ所以上からもらっている方

【市民税・県民税(住民税)の申告】

申告書は市民税課および各庁舎総合窓口課に用意してあります。

申告が必要な方

平成18年1月1日現在、いなべ市内に住所があり、17年中の所得(平成17年1月1日から12月31日までの所得)がある方で、次に該当する方は申告してください。

- 営業、農業、配当、不動産などの所得があった方
- 給与所得者で勤務先から市に給与支払報告書の提出がない方
- 給与所得以外にも所得があった方(地代、家賃、配当、農業など)

※所得税(国税)は、給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、**市民税・県民税の申告は必要です。**

申告が必要でない方

- 税務署に確定申告を提出する方
- 給与所得のみの方で勤務先から給与支払報告書が提出されている方

☆申告に必要なもの

(該当するものについては必要な書類を必ずお持ちください、お持ちいただけない場合は受付できない場合がございます)

申告書と印鑑(朱肉を必要とするもの)

所得税の確定申告を受ける方は本人の口座番号のわかるもの(納付申告の方は銀行印が必要になります)

下記に該当する方はその書類

- (1) 事業所得(営業等、農業)および不動産所得がある方
総収入金額および必要経費の内訳を記載した確定申告書の収支内訳書、農業所得内訳書
- (2) 報酬・配当所得がある方
それぞれの支払明細書など

- (3) 給与所得・各種年金・給付金などがある方
それぞれの源泉徴収票の原本
- (4) 社会保険料控除を受けようとする方
国民健康保険料(各種健康保険料)、介護保険料や国民年金保険料などの掛け金の支払い証明書または領収書
- (5) 生命保険・損害保険料控除を受けようとする方
生命保険・損害保険会社などから発行された控除証明書
- (6) 配偶者特別控除または、扶養控除を受けようとする方
配偶者または扶養親族に所得がある場合は、その所得を確認できるもの
- (7) 障害者控除を受けようとする方
身体障害者手帳、医療手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- (8) 医療費控除を受けようとする方(昨年1年間に支払った医療費などの合計が10万円以上または合計所得金額の5%を超える場合)
医療費・介護費などの領収書、補てん金(出産一時金・高額療養費など)がある場合はその金額がわかるもの(平成17年1月1日から12月31日の間に支払った分)
※金額は事前に合計しておいてください。

申告の日程

2月16日(木)～3月15日(水)

桑名税務署 9:00～12:00/13:00～17:00

いなべ市役所 員弁庁舎 西館1階 8:30～16:00(受付時間)

税務署職員・税理士による確定申告の相談

下記の日程にて、無料で確定申告に関する相談や指導を行います。お気軽にご利用ください。

	桑名税務署職員による相談	税理士による相談
2月17日(金)	○	
20日(月)	○	○
21日(火)	○	○
22日(水)	○	
23日(木)	○	

相談時間 9:30～12:00 13:00～16:00

場 所 いなべ市役所 員弁庁舎 西館1階

※土・日は申告受付を行っていません。また、申告受付会場は大変混雑し長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書は自分で作成して郵送などで提出してください。郵送の場合は申告書に記入して所得や控除の証明となる資料を添付し、それぞれ下記まで送付してください。

所得税の確定申告の送付・問い合わせ先

〒511-8510
桑名市江場7-6
桑名税務署((代) ☎22-5121)

市民税・県民税の申告の送付・問い合わせ先

〒511-0293
いなべ市員弁町笠田新田111
いなべ市役所 員弁庁舎 市民税課
(☎74-5830 FAX74-5859)